

「東京くらし防災」及び「東京防災」利用許諾取扱の手引き

この手引きは、令和5年9月1日にリニューアルした「東京くらし防災」及び「東京防災」について、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号。）の規定に基づき利用作成物を無償頒布展示する国及び地方自治体、民間団体、民間企業その他の者（以下「第三者」という。）に関して利用許諾を行う際に必要な事項を定めた「「東京くらし防災」及び「東京防災」利用許諾取扱要領（以下「本要領」という。）のうち、申請に必要な事項を抜粋したものになります。

「東京くらし防災（改訂版2023）」及び「東京防災（改訂版2023）」を利用したい方は、この手引きをご覧のうえ、利用許諾の申請を行ってください。

第一章 総則

（用語の定義）

第1条 本要領における用語の意義は、著作権法（（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）及び要綱の例による。

（対象著作物）

第2条 本要領の対象とする著作物は、次のとおりとする。

（1）東京くらし防災（改訂版2023）

令和5年9月1日取得 公有財産台帳番号 09-23000032

（2）東京防災（改訂版2023）

令和5年9月1日取得 公有財産台帳番号 09-23000033

2 第三者に利用許諾を行う対象は、前項の著作物のうち、次の各号に該当する部分（以下「対象外著作物等」という。）を除外した部分（以下「対象著作物」という。）とする。なお、対象外著作物等の詳細は、「別紙 対象著作物から除外する商標、著作物」のとおりとする。

（1）都総務局が商標権を有する商標（著作物として運用できないもの）

（2）第三者が著作権を有する著作物（都総務局が著作権を有せず、著作権者の許諾による利用権も有しないもの）

（3）第三者が商標権を有する商標（都総務局が商標権者の許諾による商標使用权を有しないもの）

3 前項（1）は、商標法及び東京都産業財産権取扱要綱により処理する。ただし、本要領による利用許諾の範囲で、商標法第2条第3項に定める「商標の使用」に当たらない方法で使用する事が明らかな場合に限り、「®」「®東京都」「○○は東京都の登録商標です」等、登録商標である旨を表示することを条件に、著作物として対象著作物に含めることができる。

第二章（省略）

第三章 第三者への利用許諾

(利用を許諾できる場合)

第4条 都は、次の各号のいずれかを満たす場合に、本要領に沿って、対象著作物の利用を第三者に許諾することができる。

- (1) 防災意識向上の普及・啓発を目的とし、防災活動の普及・啓発のための広報及び一般図書等における防災対策に関する記事への掲載を行う場合
- (2) 防災意識向上の普及・啓発を目的とし、対象著作物を利用した作成物（以下「利用作成物」という。）を、無償で頒布展示する場合

2 前項に該当しない内容の利用許諾申請があった場合は、著作権取扱要綱に従い処理する。

(利用許諾に係る申請)

第5条 対象著作物の利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ利用許諾申請書（別記第1号様式）及び利用原稿案を都に提出し、利用の許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、対象著作物の利用が、著作権法第30条から第50条までに定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請を要しない。ただし、該当の判断は申請者の自己責任によるものとし、利用に係る全責任は申請者が負うものとする。

3 都は、申請者に対し、必要に応じ説明資料等の提出を求めることができる。

(利用の許諾)

第6条 都は、第5条の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用が第4条に定める場合に適合すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。この場合において、都は対象著作物の利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 都は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、許諾番号を付した上で、利用許諾書（別記第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

3 都は、対象外著作物等が利用申請の範囲に含まれている場合は、該当箇所を明示し、許諾対象外である旨を通知するものとする。また、当該申請ごとに第2条第1項に定める著作物の受託制作者と申請内容を共有し、対象外著作物等の権利者を確認するとともに、当該権利者を申請者に伝達することの可否等について適宜調整し、申請者に通知するものとする。

(申請者の制限)

第7条 都は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。

(1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(2) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者

(3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

(4) 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者。ただし、特に住民の防災意識向上に資すると都が判断した場合はこの限りではない。
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (7) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (9) 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者
- (10) 政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するもの、または特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (11) 都の指名停止措置を受けている者
- (12) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (13) 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- (14) その他、都が不適切と認める者

（利用の制限）

第 8 条 都は、前条の規定にかかわらず、申請者による対象著作物の利用方法が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 都の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するものを支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各号に規定する営業又はその広告等に利用されるとき。
- (7) 特定の企業、団体、又は商品等のキャラクター等と誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) 特定の商品等を広告・宣伝し、それら商品等の利益に寄与する可能性があるとき。

- (9) 都が申請者又は利用作成物を推奨していると誤認されるおそれがあるとき。
- (10) 広告・宣伝に使用する場合で、防災に関連していないとき。
- (11) 利用目的が営利を目的とするものであるとき。利用作成物を有償で頒布展示するとき。
- (12) 都の政策と相反する主張を行うものであるとき。
- (13) 東京防災公式キャラクターの商標登録目的を阻害し又はキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (14) 対象著作物の改変、転貸、利用の再許諾、事実上の著作権放棄を求めるサイトへの掲載など、など、都の著作権を侵害すると認められるとき。
- (15) その他都が不相当と認めるとき。

(利用者による利用許諾内容の変更)

第9条 第6条の規定により許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合、改めて利用許諾手続きを行わなければならない。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、利用に当たって次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 対象著作物の利用目的が第4条の規定によることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 利用は、許諾を受けた内容及び範囲に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を第三者に譲渡転貸、又は承継しないこと。
- (4) 都が提供した対象著作物の複製原稿について利用する際は、必要最小限の変形、トリミング、単色利用のみとし、「東京くらし防災」及び「東京防災」の内容を逸脱しないようにすること。なお、利用終了後は速やかに消去処分すること。
- (5) 原則として、対象著作物の利用作成物には、「東京都発行『東京くらし防災』」又は「東京都発行『東京防災』」の記載、「東京くらし防災」及び「東京防災」の発行年度及び該当ページを明示すること。困難な場合には、東京都の著作物であることが判るよう、出典を明記すること。
- (6) 利用作成物の完成品のサンプルを提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (7) 利用作成物は、製造に当たって環境に配慮するなど、都の指針を踏まえたものとする。
- (8) 故意または過失により、都に損害を与えることのないよう万全の配慮を行うこと。
- (9) 第三者に利用作成物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた数量を超える製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (10) その他各種の法令を順守すること。

(利用状況の報告等)

第11条 都は、利用者に対し、利用物件一覧(別記第3号様式)により、利用状況について報告を求め、又は調査することができる。

(利用許諾の取消し)

第12条 都は、第6条の規定により許諾した利用について、次の各号に該当すると判断した場合は当該許諾を取消し、利用者に対し、利用作成物の回収及び対象著作物の複製原稿の返却又は廃棄を命じることができる。命ぜられた者は、これを拒んではならない。

(1) 第4条第1項に定める利用目的及び利用方法に適合しない場合

(2) 第7条及び第8条に規定する各号に該当する場合

2 前項の規定により許諾を取り消された者は、取消しの日から対象著作物を利用してはならない。

3 都は、前二項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(権利関係)

第13条 対象著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、都に帰属し、利用許諾によって移転するものではない。

2 この要領による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠に用いるなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用作成物について都が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 都は、この要領による利用許諾の申請、又は利用状況の報告及び対象著作物の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第15条 都は、対象著作物の利用に起因し利用者が生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用作成物の作成及び利用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、都に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、対象著作物の利用に際して故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。

4 都は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

第四章 雑則

(事務)

第16条 本要領に関する事務は、都総務局総合防災部防災管理課が行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

別紙 対象著作物から除外する商標、著作物

1 第2条第2項(1)に定めるもの

(1) 商標

| 名称 | 商標登録番号 | 指定商品又は指定役務 並びに商品及び役務の区分 |
|----------------------------------|--------------------------------|--|
| 東京くらし防災 (標準文字) | 登録第 6083342 号 | 第 9 類、第 16 類、第 18 類、第 21 類、第 38 類、 第 41 類、第 42 類 |
| わたしの「いつも」が、 いのちを救う。 (標準文字) | 登録第 6083343 号 | 第 9 類、第 16 類、第 18 類、第 21 類、第 38 類、 第 41 類、第 42 類 |
| 防サイくん (標準文字) | 登録第 5873203 号 登録第 6081174 号 | 第 4 類、第 9 類、第 14 類、第 16 類、第 21 類、 第 24 類、第 25 類、第 28 類、第 29 類、第 30 類、 第 32 類、第 35 類、第 37 類、第 38 類、第 41 類、 第 42 類、第 45 類 |

(2) 商願

| 名称 | 商標出願番号 | 指定商品又は指定役務 並びに商品及び役務の区分 |
|--|--------------------|--|
| 東京防災 (標準文字) | 商願 2023 - 97715 | 第 4 類、第 9 類、第 14 類、第 16 類、 第 18 類、第 20 類、第 21 類、第 24 類、 第 25 類、第 28 類、第 29 類、第 30 類、 第 32 類、第 35 類、第 37 類、第 38 類、 第 41 類、第 42 類、第 45 類 |
| Let's Get Prepared!今やろう。 災害から身を守る全てを。 (図形商標) Let's Get Prepared! 今やろう。災害から身を守る全てを。 | 商願 2023 - 97716 | 第 4 類、第 9 類、第 14 類、第 16 類、 第 18 類、第 20 類、第 21 類、第 24 類、 第 25 類、第 28 類、第 29 類、第 30 類、 第 32 類、第 35 類、第 37 類、第 38 類、 第 41 類、第 42 類、第 45 類 |
| 防サイくん (図形商標)  | 商願 2023 - 97717 | 第 4 類、第 9 類、第 14 類、第 16 類、 第 18 類、第 20 類、第 21 類、第 24 類、 第 25 類、第 28 類、第 29 類、第 30 類、 第 32 類、第 35 類、第 37 類、第 38 類、 第 41 類、第 42 類、第 45 類 |





別紙 対象著作物から除外する商標、著作物

2 第2条第2項(2)及び(3)に定めるもの

(1) 東京くらし防災

| No | ページ | 該当部分 |
|----|-----|---|
| 1 | 2 |  |
| 2 | 5 |  |
| 3 | 7 |  |
| 4 | 60 |  |
| 5 | 70 |  |
| 6 | 78 |  |







| | | |
|----|-----|---|
| 7 | 111 |  |
| 8 | 125 |  |
| 9 | 134 |  |
| 10 | 149 |  |
| 11 | 166 |  |
| 12 | 166 |  |
| 13 | 166 |  |








| | | |
|----|-----|---|
| 14 | 166 |  |
| 15 | 166 |  |
| 16 | 166 |  |
| 17 | 166 |  |
| 18 | 166 |  |







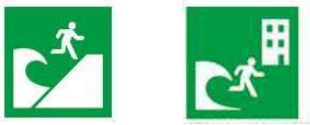
別紙 対象著作物から除外する商標、著作物








2 第2条第2項(2)及び(3)に定めるもの




(2) 東京防災

| No | ページ | 該当部分 |
|----|-----|---|
| 1 | 表紙 |  |
| 2 | 2 |  |
| 3 | 70 |  |
| 4 | 74 |  |
| 5 | 78 |  |
| 6 | 86 |  |

| | | |
|----|-----|---|
| 7 | 101 |  |
| 8 | 113 |  |
| 9 | 116 |  |
| 10 | 123 |  |
| 11 | 154 |  |
| 12 | 175 |  |
| 13 | 188 |  |

| | | |
|----|-----|---|
| 14 | 189 |  |
| 15 | 249 |  |
| 16 | 249 |  |
| 17 | 264 |  |
| 18 | 265 |  |
| 19 | 265 |  |
| 20 | 265 |  |

| | | |
|----|-----|---|
| 21 | 265 |  |
| 22 | 266 |  |
| 23 | 266 |  |
| 24 | 266 |  |
| 25 | 266 |  |
| 26 | 267 |  |
| 27 | 267 |  |

| | | |
|----|-----|---|
| 28 | 267 |  |
| 29 | 267 |  |
| 30 | 267 |  |